

平成16年 20

東京学芸大学さわやか行政サービス推進委員会規則の一部を改正する規則

改正理由

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正に伴い所定の改正を要するため。

東京学芸大学さわやか行政サービス推進委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成16年 5月19日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

平成16年規則第49号

東京学芸大学さわやか行政サービス推進委員会規則の一部を改正する規則

東京学芸大学さわやか行政サービス推進委員会規則（昭和63年規則第2号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学さわやか行政サービス推進委員会規則の一部改正(案)について

改 正(案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、東京学芸大学事務協議会規則(昭和39年規則第4号)第3条に定める者を<u>もって</u>組織する。</p> <p>(委員長等) 第4条 委員会に委員長を置き、事務局長を<u>もって</u>充てる。 2 委員会は、委員長が必要であると認めるとき随時開催するものとする。 〔省略〕</p> <p>(庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>総務部</u>総務課が処理する。 〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、平成16年5月19日から施行し、平成16年4月23日から適用する。</u></p>	<p>(設置) 第1条 本学に、東京学芸大学さわやか行政サービス推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、さわやか行政サービス運動について(昭和63年1月26日閣議決定)に基づき、本学における窓口サービス、施設利用サービスその他国民と接触する公務サービスを対象とした行政サービスの改善の推進に資することを目的とする。</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、東京学芸大学事務協議会規則(昭和39年規則第4号)第3条第<u>1項</u>に定める者を<u>もって</u>組織する。</p> <p>(委員長等) 第4条 委員会に委員長を置き、事務局長を<u>もって</u>充てる。 2 委員会は、委員長が必要であると認めるとき随時開催するものとする。</p> <p>(係長等の出席) 第5条 委員会は、必要に応じて係長等の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務) 第6条 委員会の庶務は、総務課が処理する。</p> <p>(細目) 第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>附 則 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。</p>